

2018年度協約改訂交渉を全組合員で闘おうシリーズ

「25日に勤務発表する必要はない」 会社自ら協約違反をする気か！

8月29日に開催された2018年度基本協約・協定改訂第4回団体交渉で、「新幹線乗務員の予備月勤務を25日に発表すること」との要求に対し、会社は「勤務日であるかどうかは勤務種別で指定している。発表する必要はない」と回答しました。つまり「休日さえ教えればいい」ということです。

基本協約第36条には「組合員の勤務は、毎月25日までに翌月分を会社が指定する」と謳われています。つまり、勤務を発表しないことは、会社が協約違反をしていることとなります。

また、基本協約第35条には「組合員の勤務は、別表第1に規定する勤務種別の中から会社が指定する」と謳われています。別表第1には「日勤」「交代」「変形」「乗務員」の区別がされ、乗務員以外は労働時間や始終業時刻が詳細に記載されています。乗務員の場合、「労働時間等」および「始終業時刻」欄には、「指定した乗務行路表による」と謳われています。つまり、発表される勤務は、乗務行路が指定されなければなりません。

『就業規則の解釈と運用』よると、就業規則第55条について「社員の勤務指定は、社員に就労日を確実に認識させ、就労に万全の体制をとらせる。勤務の安定を図るとともに、社員の生活設計についても配慮する。等を考慮して、前月の25日までに翌月分の勤務を、勤務指定表に所定事項を記載し、所定の箇所に明示することとする」としています。空白が「勤務の安定」「社員の生活設計に配慮」といえますか？「所定事項」とは、行路番号が具体的に示されていることではないですか？

一方、年休裁判における会社の主張は、予備月勤務者の行路指定は、臨時列車対応のため25日にはできないとしています。会社の主張は、この団体交渉から変わったということになります。基本協約の条文を素直に読めば、会社の言うことがいかにデタラメであるかが分かります。

**会社が発表しているのは「勤務表」ではなく
「休日指定表」だ！ 会社は基本協約を遵守せよ！**